

オープンカウンター方式による見積依頼の公示

次のとおりオープンカウンターによる見積り合わせを行います。

令和7年11月4日

支出負担行為担当官

岐阜労働局総務部長 小宮山 彰浩

1 オープンカウンターに付する事項

- (1) 件名
令和7年度 恵那合同庁舎に係る暖房用燃料の配達給油契約（単価契約）
- (2) 調達内容
仕様書のとおり
- (3) 契約期間
令和7年12月1日から令和8年3月31日まで
- (4) 履行場所
仕様書による

2 オープンカウンターに参加するものに必要な資格に関する事項

- (1) 予決令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 予決令第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 厚生労働省競争参加資格（全省庁統一資格）において、「物品の販売」「役務の提供等」で東海・北陸地域の競争参加資格を有する者又は当局が作成する随意契約登録者名簿に記載された者。
- (4) 直近2年間に支払うべき社会保険料（厚生年金保険、健康保険（全国健康保険協会管掌のもの）、船員保険及び国民年金の保険料をいう。）及び直近2保険年度に支払うべき労働保険料（労働者災害補償保険及び雇用保険の保険料をいう。）について、一切滞納がないこと。また、当該保険料の納付事実を確認するための関係書類の提示・提出を求められたときは、速やかに対応することを確認すること。
- (5) 上記1の（3）の履行期限内に確実に履行できる者であること。

3 仕様書の交付方法

岐阜労働局ホームページからダウンロード又は下記5（1）の場所にて手交する。

4 見積書の作成

- (1) 見積者は、次の事項を記入した見積書を作成の上、提出すること。
 - 一 宛名（「支出負担行為担当官 岐阜労働局総務部長」とすること。）
 - 二 見積内容（品名、1リットル当たりの単価）
 - 三 作成日
 - 四 氏名（法人の場合はその名称又は商号及び代表者氏名）
 - 五 住所
- (2) 見積書の様式は、任意とする。
- (3) 見積書には、消費税及び地方消費税額を含めた金額を記載すること。（円未満の端数切捨）
- (4) 履行に必要な全ての費用を考慮し、見積をすること。

5 見積書等提出場所及び提出期限

(1) 場所

〒500-8723

岐阜県岐阜市金竜町5丁目13番地 岐阜合同庁舎3階

岐阜労働局 総務部 総務課 会計第一係

電話：058-245-8101 内線 124

Mail：gifukyoku-kaikei124@mhlw.go.jp

(2) 提出方法

郵送・持参又はメールにより提出すること。

電信・電話等による提出は認めない。

(3) 提出期限：

令和7年11月14日 午後5時

(4) 提出書類：

見積書、資格審査結果通知書（全省庁統一資格）の写し（全省庁統一資格を取得しておらず、当局が作成する随意契約登録名簿に登録された者については、「競争参加資格等申告書」及び「誓約書」を提出すること。）

6 見積書の無効

本公示に示した参加資格のない者の見積、見積書に虚偽の記載をした者の見積及び見積に関する条件に違反した見積は無効とする。

7 契約書作成の要否：要

ただし、契約担当官等がその必要がないと認めて指示したときはこの限りではない。

8 受注者の決定

予算決算及び会計令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で、最低価格をもって有効な見積を行った者を契約の相手方とする。

9 支払条件

業務の履行が行われた後、適法な支払請求書を受理した日から30日以内に契約金額を支払う。

10 問い合わせ先

5 (1) と同じ。

以上公示する。

仕 様 書

1 件名

令和 7 年度 恵那合同庁舎に係る暖房用燃料の配達給油契約（単価契約）

2 契約期間

令和 7 年 12 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで

3 契約品目について

白灯油（J I S 1 号規格を満たすもの）

4 契約内容

（1）上記 3 の品目を必要な都度発注するので、下記 5 の納入場所にこれを給付し、あらかじめ定めた単価に納入量に乗じたものを代金とする契約である。

（2）単価は、消費税抜きの額とすること。

（3）単価は、諸経費を含んだものとすること。

（4）1 リットル当たりの単価とすること。

但し、契約締結時の単価は原則として変更しないこととするため、単価の設定にあたっては、一定の期間安定供給ができる価格とすること。

5 納入場所

〒509-7203 恵那市長島町正家 1-3-12

恵那合同庁舎

電話番号：0573-26-1341

6 予定数量

品 名	白灯油（J I S 1 号規格を満たすもの）
予 定 数 量	9,000 リットル

※予定数量は、令和 6 年度実績（冬季）を元にした予定であり、本契約の調達数量を保証するものではない。

7 支払いの方法について

（1）代金の請求は 1 ヶ月ごとに請求書を発行すること。

（2）請求書のあて名は、「支出官 岐阜労働局長」とすること。

（3）請求書には、品目、単価及び数量を表示することとし、振込先金融機関等も表示すること。

（4）支払いは、適正な請求書を受領後、30 日以内に指定された金融機関等に振り込むも

のとする。

(5) 仕様書に記載のない事項については、契約書による。

8 その他事項について

(1) 経済状況の著しい変化等に伴い市場価格の変動が生じ契約に定めた条件での契約履行に困難が生じた場合は、発注者及び契約業者双方協議の上、単価その他契約に定める事項を変更することができる。

(2) 上記(1)の場合、単価の変更においては、検討月における資源エネルギー庁が公表している石油製品価格調査のうち、岐阜県の180当りの灯油配達現金価格（以下「公表価格」という。）が契約締結時又は単価変更契約時の直前の公表価格と比較して、**±54円以上**の変動が見られた場合に**変更契約**を行うものとする。なお、契約変更日については、検討月の翌月の最初の（発注者の）開庁日に行うものとし、月の途中における変更契約は行わない。

(3) 変更契約を行う際は、契約業者より変更申立書及び見積書を発注者宛に提出し、市場価格に基づき、単価変更契約を締結する。

(4) 契約の履行にあたり、問題が発生した場合は、労働局担当者にその問題の内容について報告すること。

9 担当者連絡先

(1) 契約担当者

〒500-8753

岐阜県岐阜市金竜町5-13 岐阜合同庁舎3階

岐阜労働局総務部総務課会計第1係 太田

TEL : 058-245-8101（内線 124）

Mail : gifukyoku-kaikei124@mhlw.go.jp

(2) 業務担当者

〒509-7203 恵那市長島町正家1-3-12

恵那合同庁舎 恵那公共職業安定所 庶務担当者 野戸

TEL : 0573-26-1341

競争参加資格等に係る申告書

下記内容について申告いたします。

なお、この申告書に虚偽があったことが判明した場合、又は報告すべき事項を報告しなかったことが判明した場合には、履行途中にあるか否かを問わず当社に対する一切の契約が解除され、損害賠償金を請求され、併せて競争参加資格の停止処分を受けることに異議はありません。

記

- (1) 予算決算及び会計令第 70 条及び 71 条の規定（裏面参照）に該当しないこと。
- (2) 直近 2 年間に支払うべき社会保険料（厚生年金保険、健康保険（全国健康保険協会管掌のもの）、船員保険及び国民年金の保険料をいう。）及び直近 2 保険年度に支払うべき労働保険料（労働者災害補償保険及び雇用保険の保険料をいう。）について、一切滞納がないこと。
また、当該保険料の納付事実を確認するための関係書類の提示・提出を求められたときは、速やかに対応することを確約する。
- (3) 資格審査申請書又は添付書類に虚偽の事実を記載していないこと。
- (4) 経営の状況又は信用度が極度に悪化していないと認められること。
- (5) 厚生労働省から指名停止の措置を受けている期間中でないこと。
- (6) 過去 1 年以内に、当社又はその役員若しくは使用人が、業務に関し、厚生労働省所管法令違反により行政処分を受け又は送検されていないこと。
- (7) 事業の実施に当たっては、各種法令を遵守すること。
- (8) 契約締結後、当社又はその役員若しくは使用人が、業務に関し、厚生労働省所管法令違反により行政処分を受け又は送検された場合には、速やかに報告すること。
- (9) 前記（5）から（8）について、本契約について当社が再委託を行った場合の再委託先についても同様であること。

令和 年 月 日

支出負担行為担当官
岐阜労働局総務部長 殿

住 所
商号又は名称
代表者職氏名

予算決算及び会計令第 70 条及び 71 条

一般競争参加者の資格

(一般競争に参加させることができない者)

第 70 条 契約担当官等は、売買、貸借、請負その他の契約につき 会計法第 29 条の 3 第 1 項の競争（以下「一般競争」という。）に付するときは、特別の理由がある場合を除くほか、次の各号のいずれかに該当する者を参加させることができない。

- 1 当該契約を締結する能力を有しない者
- 2 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- 3 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 32 条第 1 項各号に掲げる者

(一般競争に参加させないことができる者)

第 71 条 契約担当官等は、一般競争に参加しようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その者について 3 年以内の期間を定めて一般競争に参加させないことができる。その者を代理人、支配人その他の使用人として使用する者についても、また同様とする。

- 1 契約の履行に当たり故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき。
- 2 公正な競争の執行を妨げたとき又は公正な価格を害し若しくは不正の利益を得るために連合したとき。
- 3 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。
- 4 監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき。
- 5 正当な理由がなくて契約を履行しなかつたとき。
- 6 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行つたとき。
- 7 この項（この号を除く。）の規定により一般競争に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり、代理人、支配人その他の使用人として使用したとき。

第 2 項 契約担当官等は、前項の規定に該当する者を入札代理人として使用する者を一般競争に参加させないことができる。

誓 約 書

- ☐ 私
☐ 当社

は、下記 1 及び下記 2 のいずれにも該当しません。また、将来においても該当することはありません。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

また、当方の個人情報を警察に提供することについて同意します。

記

1 契約の相手方として不適当な者

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

2 契約の相手方として不適当な行為をする者

- (1) 暴力的な要求行為を行う者
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者
- (4) 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為を行う者
- (5) その他前各号に準ずる行為を行う者

令和 年 月 日

住 所
商号又は名称
代 表 者 氏 名

※ 個人の場合は生年月日を記載すること。

※ 法人の場合は役員の氏名及び生年月日を裏面に記載又は任意の様式により添付すること。

役 員 等 名 簿

令和 年 月 日現在

役 職 名	(フ リ ガ ナ) 氏 名	生 年 月 日

※ 必要事項が記載されていれば、任意様式でも可